

## 『詳解 消費者裁判手続特例法』

## 目次

## 第1章 総論

<b>第1節   消費者裁判手続特例法の意義</b> .....	2
1 集団的消費者被害回復手続の必要性.....	2
(1) 消費者の被害回復の障害.....	2
(2) 集団的な被害回復制度の必要性.....	3
2 諸外国の対応.....	4
(1) オプアウト方式.....	4
(2) オプトイン方式.....	5
(3) 併用型.....	5
(4) 二段階型.....	6
(5) 利益剥奪訴訟.....	7
<b>第2節   日本の立法過程</b> .....	8
1 消費者被害の集団的回復制度導入への議論過程.....	8
(1) 保護される消費者からの転換.....	8
(2) クラスアクションから団体訴権へ.....	9
2 法案への検討過程.....	12
(1) 国民生活局時代.....	12
(2) 消費者庁研究会.....	12
(3) 消費者委員会専門調査会.....	13
(A) 一段階目の手続.....	13
(B) 二段階目の手続.....	14

(4) 法案化作業	15
3 消費者裁判手続特例法の概要	16
<b>第3節   特定適格消費者団体</b>	18
1 団体訴権方式の意義	18
(1) 権利帰属主体による訴訟との違い	18
(2) 団体訴権方式のメリット・デメリット	18
2 特定適格消費者団体の認定要件	20
(1) 適格消費者団体としての存在およびその業務の適正かつ継続的 行使	20
(2) 被害回復関係業務の適正遂行体制および業務規程の適切な整備	20
(A) 被害回復関係業務の定義	20
(B) 被害回復関係業務の適正な遂行のための体制	21
(C) 業務規程	21
(3) 理事および理事会	23
(4) 専門的な知識経験	23
(5) 経理的基礎	23
(6) 被害回復関係業務に関する報酬および費用	23
(7) 被害回復関係業務以外の業務による支障のないこと	24
3 具体例	24
(1) 特定非営利活動法人消費者機構日本 (COJ)	24
(2) 特定非営利活動法人消費者支援機構関西 (KC's)	25
(3) 特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会 (なくす会)	25
4 フランスの認証消費者団体との比較	25
(1) 団体の規模	26
(2) 団体の歴史と活動	26
(3) 日本の団体の脆弱性と負担	27

## 第2章 共通義務確認の訴え

<b>第1節   共通義務確認の訴えの対象</b> .....	30
1 法律の列挙する請求と除外する損害 .....	30
2 個別の請求の対象 .....	32
(1) 契約上の債務の履行請求権 .....	32
(2) 不当利得に関する請求権 .....	33
(A) 意義 .....	33
(B) 想定される具体例 .....	34
(C) 取消し等の権利行使の時期 .....	35
(D) 勧誘概念の問題 .....	37
(3) 債務不履行による損害賠償請求 .....	37
(4) 瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求 .....	38
(5) 不法行為に基づく損害賠償請求権 .....	39
(A) 意義 .....	39
(B) 損害の限定 .....	40
(C) 特別法による不法行為の除外 .....	40
3 共通義務確認の訴えの訴訟物 .....	42
(1) 共通義務確認訴訟の定義と訴訟物の考え方 .....	42
(A) 基本的な考え方 .....	42
(B) 訴訟物に関する学説 .....	43
(C) 共通義務の規範類似性 .....	44
(2) 権利義務が競合する場合の訴訟物の考え方 .....	45
(A) 請求権競合の例 .....	45
(B) 新訴訟物理論によった場合 = 受給権構成 .....	47
(C) 旧訴訟物理論によった場合 = 個別請求権構成 .....	48

(3) 訴訟物構成によるそれぞれの帰結	49
(A) 簡易確定手続の対象債権との関係	49
(B) 共通義務確認訴訟における請求の併合形態と判決の対象	50
(C) 必要的併合および関連請求の中止等	52
(D) 既判力の作用と範囲	54
(4) 小括	57
(A) 受給権構成と個別請求権構成の帰結のまとめ	57
(B) 私見	59
<b>第2節   訴訟要件</b>	60
1 共通義務確認の訴えの訴訟要件	60
2 当事者適格	60
(1) 共通義務確認の訴えと原告適格	60
(A) 問題の所在	60
(B) 固有適格説と訴訟担当説	61
(2) 被告適格	63
3 確認の利益	64
(1) 一般的な確認の利益と共通義務確認訴訟の特殊性	64
(2) 共通性の概念	65
(3) 多数性と確認の利益	67
(4) 支配性と確認の利益	68
<b>第3節   和解</b>	70
1 和解による解決の意義	70
2 共通義務確認の訴えにおける和解	71
(1) 訴訟上の和解	71
(A) 共通義務の存否に関する和解	71
(B) 共通義務の一部を認める和解	72

(C) 共通義務に付随する事項の和解	73
(D) いわゆる準併合和解	74
(E) 和解の手続	74
(2) 裁判外の和解の可能性	74
<b>第4節   共通義務確認訴訟の判決効</b>	<b>76</b>
1 基本的な考え方	76
2 既判力の主観的範囲	77
(1) 当事者以外の特定適格消費者団体	77
(A) 確定判決の場合	77
(B) 確定判決以外の理由による終了の場合	78
(2) 対象消費者に対する既判力の拡張	79
3 既判力の客観的範囲と理由中の判断	80
(1) 原則	80
(2) 共通義務確認判決の認定と簡易確定手続の審判対象の関係	82
(3) 事実上および法律上の原因の拘束力	83
4 判決基準時の考え方	84
(1) 一般の場合	84
(2) 共通義務確認訴訟の認容判決の場合	84
(3) 共通義務確認請求棄却判決の遮断効	86
<b>第5節   共通義務確認訴訟に関するその他の特則</b>	<b>87</b>
1 対象消費者による補助参加の禁止	87
2 特定認定の失効・取消し	88
3 当事者の倒産	89
4 許害再審	90

## 第3章 個別債権確定手続

<b>第1節   総説</b> .....	94
1 第二段階の全体構造.....	94
2 特定適格消費者団体の手続追行資格.....	95
<b>第2節   簡易確定手続</b> .....	96
1 申立ておよび開始決定.....	96
(1) 申立権者.....	96
(2) 申立期間.....	97
(3) 申立方式.....	97
(A) 当事者の表示.....	98
(B) 申立ての趣旨および開始原因となる事実.....	98
(C) 対象債権および対象消費者の範囲.....	98
(D) その他.....	99
(E) 費用の予納.....	99
(F) 添付書類.....	99
(G) 申立書の写しの送付.....	100
(4) 簡易確定手続開始決定と同時処分.....	100
(5) 簡易確定手続開始申立ての取下げ.....	102
2 対象消費者への周知.....	102
(1) 通知・公告.....	102
(2) 相手方事業者の責任.....	104
(3) 情報開示命令.....	107
3 対象消費者による授権.....	109
(1) 説明義務.....	109

(A) 説明すべき内容	109
(B) 説明の方法	110
(C) 説明にかかるコストの問題	111
(2) 授權契約	112
(A) 授權契約の意義	112
(B) 締約義務	112
(C) 授權契約に基づく申立団体の義務	114
<b>4 債権届出とその後の手続</b>	<b>115</b>
(1) 債権届出	115
(A) 届出書の記載事項	115
(B) 対象債権が複数競合している場合	116
(C) 国際裁判管轄	118
(D) 訴訟係属中の債権	118
(E) 債権届出書の複数提出	118
(2) 債権届出に対する裁判所の処理	118
(A) 送達および届出消費者表の作成	118
(B) 不適法却下	119
(C) 債権届出内容の変更	119
(D) 債権届出の取下げ	119
(3) 相手方事業者の認否	120
(4) 認否を争う申出	123
(5) 簡易確定決定	124
(A) 審理	124
(B) 決定	125
(C) 簡易確定決定の確定と効力	125
<b>5 簡易確定決定に対する異議申立てとその効果</b>	<b>127</b>
<b>6 和解</b>	<b>129</b>
<b>7 簡易確定手続中の当事者の倒産手続開始</b>	<b>131</b>

(1) 相手方の倒産手続開始	131
(2) 届出消費者の破産	131
<b>第3節   異議後の訴訟</b>	132
1 異議後の訴訟の提起	132
(1) 訴え提起の擬制	132
(2) 訴え提起の手数料	133
(3) 当事者	133
2 訴訟物および攻撃防御方法	134
(1) 異議後の訴訟の訴訟物とその変更	134
(2) 異議後の訴訟における請求原因とその変更	135
3 管轄と裁量移送	136
4 判決	136
(1) 簡易確定決定が仮執行宣言付き届出債権支払命令の場合	136
(2) 仮執行宣言が付されていない簡易確定決定の場合	138
5 和解	138
6 異議後の訴訟係属中の当事者・届出消費者の破産	139

## 第4章

# 集団的消費者被害回復手続 における保全・執行

<b>第1節   仮差押え</b>	142
1 仮差押えの必要性和特殊性	142
(1) 財産保全をめぐる議論	142
(2) 消費者裁判手続特例法による仮差押えの特殊性	143
2 申立適格	144
3 仮差押えの要件	145

(1) 被保全権利	145
(2) 保全の必要性	147
(3) 保証金	147
<b>第2節   強制執行と届出消費者への分配</b>	148
1 相手方事業者が支払うタイミング	148
2 被害回復金支払いをめぐる諸問題	150
(1) 相手方事業者が任意に支払いをした場合	150
(2) 強制執行の場合	151
(3) 仮差押えを経ている場合	153

## 第5章 消費者裁判手続特例法の課題

<b>第1節   問題提起——消費者被害の予防と救済の現状</b>	156
1 差止めと被害回復の対照的な結果	156
2 集団的消費者被害回復裁判手続の不活発の要因	157
<b>第2節   消費者裁判手続特例法のコストとその負担</b>	160
1 仮差押え	160
2 債権届出までに要する費用	161
(1) 共通義務確認訴訟の費用	161
(2) 簡易確定手続申立費用	161
(3) 知れたる対象消費者への通知費用、一般への公告費用	161
(4) 説明義務の履行	162
3 コスト負担者	162
4 簡易確定手続の費用	163
5 異議後の訴訟その他の費用	164

<b>第3節   問題解決の必要性と方向性</b> .....	165
1 現行法の適合する事案 .....	165
2 被害回復の実効化の方策 .....	166
(1) 被害回復コストの転換 .....	166
(2) 損害賠償によるコストの回収 .....	167
(3) 個別通知の省略ないし緩和 .....	169
(4) 告知費用の公的負担 .....	170
3 まとめ .....	171
<b>第4節   おわりに</b> .....	172
1 集団的消費者被害回復裁判手続の改革の必要性 .....	172
2 共通義務確認訴訟に関する諸問題 .....	173
3 事業者の財産保全の必要性と困難性 .....	174
4 簡易確定手続および異議後の訴訟 .....	176
5 被害回復の担い手と持続可能性 .....	177

## 第6章 フランスのグループ訴権

<b>第1節   グループ訴権の概要</b> .....	180
1 フランスにおける立法過程 .....	180
2 グループ訴訟の概要 .....	181
(1) 全体構造 .....	181
(2) グループ訴権の対象 .....	182
(3) グループ訴訟の進行 .....	182

<b>第2節   グループ訴権の担い手</b> .....	184
1 認証要件 .....	184
2 認証団体 .....	184
(1) 消費者保護・啓発・情報協会 (Association de défense, d'éducation et d'information du consommateur) (略称 adéc) .....	185
(2) 労働者の力 (労組) 消費者協会 (Association force ouvrière consommateurs) (略称 AFOC) .....	185
(3) 消費者保護のためのレオラグランジュ協会 (Association Léo Lagrange pour la défense des consommateurs) (略称 ALLDC、 あるいは Léo Lagrange Consommation) .....	186
(4) 全国住居連盟 (Confédération générale du logement) (略称 CGL) .....	186
(5) 消費・住居・生活環境連合 (Consommation, logement et cadre de vie) (略称 CLCV) .....	186
(6) 非宗教家族団体全国連合会 (Conseil national des associations familiales laïques) (略称 cnafal) .....	187
(7) カトリック家族団体全国連合会 (Confédération nationale des associations familiales catholiques) (略称 CNAFC) .....	187
(8) 全国住居連盟 (Confédération nationale du logement) (略称 CNL) .....	188
(9) 家族組合連合会 (Confédération syndicale des familles) (略称 CSF) .....	188
(10) フランスの家族 (Familles de France) .....	188
(11) 農村家族 (Familles rurales) .....	189
(12) 交通機関ユーザ団体全国連盟 (Fédération nationale des associations d'usagers des transports) (略称 FNAUT) .....	189
(13) CGT (労組) 被用者消費者への情報提供・保護のための協会	

(Association pour l'information et la défense des consommateurs salariés-CGT) (略称 INDECOSA-CGT) .....	190
(14) 消費者連盟ク・ショワジール (Union fédérale des consommateurs Que choisir) (略称 UFC ク・ショワジール) .....	190
(15) 家族協会全国連合 (Union nationale des associations familiales) (略称 UNAF) .....	191
<b>第3節   グループ訴訟の実例</b> .....	193
1 提訴例 .....	193
[1] UFC ク・ショワジール対フォンシア .....	193
[2] SLC-CSF 対パリ・アビタ OPH .....	194
[3] CLCV 対 AXA .....	194
[4] CNL 対 3F .....	195
[5] 農村家族対 SFR .....	196
[6] 農村家族対 Manoir de Ker an Poul .....	197
[7] CLCV 対 BMW .....	197
[8] UFC ク・ショワジール対 BNP PARIBAS .....	197
[9] CLCV 対 BNP PPF .....	198
[10] UFC ク・ショワジール対 NAM .....	199
2 不提訴例 .....	199
<b>第4節   グループ訴権の特徴</b> .....	200
1 被害額の少額性と対象消費者の多数性 .....	200
2 手続面の特徴 .....	201
(1) 第一段階の責任判決による損害額決定 .....	201
(2) 個別の消費者に対する通知・公告の責任主体 .....	201
(3) 第二段階の手続の軽さ .....	202
(4) 調停 médiation の存在 .....	202

資料 特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン…………… 204

事項索引…………… 244

条文索引…………… 250

著者紹介…………… 253